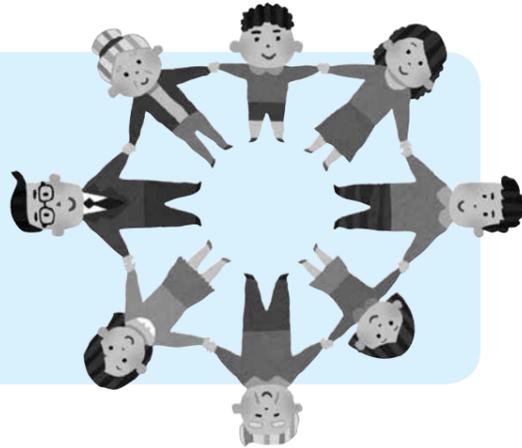


## 後期高齢者医療の被保険者のうち、一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります

10月1日(土)から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(課税所得145万円以上で窓口負担割合が3割の人)を除き、医療費の窓口負担割合が2割となります。

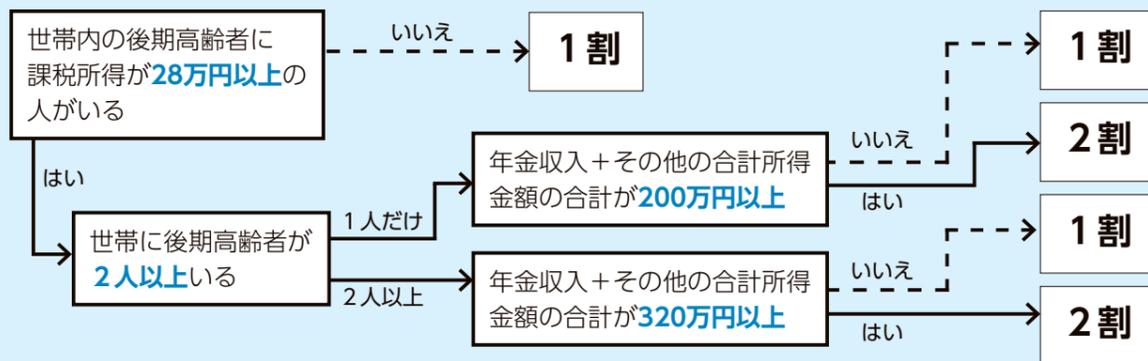
### どうして窓口負担が変わるの？

団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担(支援金)となっており、今後も拡大する見通しです。今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。



### 2割負担となる人

窓口負担の割合は、令和3年中の収入や所得に基づき判定されます。ご自身が対象となるかは、9月中旬に送付する2割負担施行後の新しい保険証で確認してください。



※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※年金収入には遺族年金や障がい年金は含みません。

※その他の合計所得金額とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

### 負担を抑える配慮措置

2割負担となる人は、10月1日(土)から3年間(令和7年9月30日まで)は、1か月の外来受診分の医療費支払いにおける負担増加額が3,000円までに抑えられます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用対象となった場合、その超えた金額を高額療養費として払い戻します。

窓口自己負担1割…①	5,000円	<b>配慮措置</b> 1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を払い戻します。
窓口自己負担2割…②	1万円	
負担増…③(②-①)	5,000円	
窓口負担増の上限…④	3,000円	
払い戻し(③-④)	2,000円	

▲計算例(1か月の医療費全体額が5万円の場合)

#### 窓口負担の見直しをより詳しく知りたいときは…

- ◆厚生労働省コールセンター……………☎0120-002-719
- ◆埼玉県後期高齢者医療広域連合コールセンター……………☎0120-085-950

## お知らせ 後期高齢者医療に関するお知らせ

問い合わせ 保険年金課国民年金・医療費担当(1階④番窓口)

### 後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新の時期です

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)から有効な新しい保険証は、7月中旬に簡易書留で郵送します。7月31日(日)までに保険証が届かない場合や、保険証の内容に変更・誤りがある場合は、担当までお問い合わせください。

※不在の場合は、不在連絡票が投函されますので、その内容に基づいて受領してください。郵便局の保管期間(配達から1週間)を過ぎた場合は、市で保管します。※有効期限が切れた保険証は、保険年金課または各出張所へ返却するか、ご自身で裁断するなどして処分してください。



### 後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に発送します

後期高齢者医療制度では、世帯単位ではなく、被保険者ごとに保険料を納める必要があります。保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額(被保険者1人あたり4万4,170円)」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額(賦課の基となる所得金額×8.38%)」の合計額です。計算方法は、県後期高齢者医療広域連合が決定するため、県内は全て同じ方法となります。

なお、同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合は、「7割軽減」、「5割軽減」、「2割軽減」の3種類となります。

詳しくは、保険料額決定通知書に同封する「保険料のしおり」をご覧ください。



## ！ ご注意ください！

厚生労働省や市が、電話や訪問で還付金をお知らせすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、飯能警察署または消費生活相談センターにお問い合わせください。

